

令和4年度東京都北区自立支援協議会「医療的ケア児・者支援部会」 議事要旨	
日 時	令和5年1月11日(水) 午後2時～午後3時45分
場 所	北区役所第一庁舎 4階 第二委員会室
出席者	〔出席委員〕(敬称略・順不同) 川村匡由(会長)、平原優美、田邊靖志、小池敏之、東慎治、 稲垣智一、藤野ユキ、宮崎修一、佐藤已喜人、中田雄平 〔欠席委員〕 松田健、松本亜由美、鈴木正彦 〔オブザーバー〕 木暮貴志、酒井史子 〔事務局〕 田名邊、瀬崎、出井
次 第	1 開会 2 議事 (1) 東京都医療的ケア児(者)実態調査について (2) 東京都医療的ケア児支援センターの紹介 (3) 北区医療的ケア児・者実態把握調査について (4) 学校・保育園での医療的ケア児受入状況等について (5) その他連絡事項 3 閉会
資 料	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 次第</li> <li>● 資料1 出席者名簿</li> <li>● 資料2 東京都医療的ケア児(者)実態調査の概要について</li> <li>● 資料3 東京都医療的ケア児支援センターリーフレット</li> <li>● 資料4-1 北区医療的ケア児・者実態把握調査票</li> <li>● 資料4-2 平成29年度実施_医療的ケア児実態把握調査(結果)</li> <li>● 資料5 学校、学童クラブ及び保育園における医療的ケアの実施状況について</li> <li>● 資料6 区立保育園における医療的ケア児の受け入れ等について</li> </ul>
参考資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 参考資料1 東京都北区自立支援協議会について</li> <li>● 参考資料2 東京都北区自立支援協議会設置要綱</li> <li>● 当日配付 東京都医療的ケア児支援センター区部説明資料</li> </ul>

## 要 旨

### 1 開会

事務局

東京都北区自立支援協議会第4回「医療的ケア児・者支援部会」を開会させていただきます。

皆様、本日は年始めの大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私、事務局を担当させていただきます、障害福祉課長の田名邊でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

この部会につきましては、障害児・障害者への支援体制の整備等について協議を行う自立支援協議会の下に設置をしている部会でございます。医療的ケア児・者への支援のための関係機関の情報共有、地域の課題や対応策について検討を行う協議の場となっております。

また、本部会につきましては、運営に支障がない限り、公開することとなっております。本日もその取扱いとさせていただきます。後方には傍聴の方がいらっしゃっております。

それでは、まず初めに、川村会長よりご挨拶をいただければと思います。川村会長、どうぞよろしくお願いいたします。

会長

ただいまご紹介いただきました川村匡由と申します。改めまして、今さらでございますが、明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いいたします。

ご案内のように、コロナは今もって収束をせず、インフルエンザと重なって、第8波を迎えております。昨年は、ロシアのウクライナ侵略に伴いまして、様々な資源等が値上がりしてございまして、我々の生活の身の回りの生活用品も高騰、また、2月、3月、さらにほかのいろいろな生活用品においては、値上げが心配されてございまして、その中で防衛費の増額というのもあり、非常に不穏な年になるかと思っております。

一方、社会福祉の面で見ますと、ご案内のように、医療的ケア児・者の支援について、国が3年前に法律を制定しました。そういう意味では、北区においては、ご存じのように「長生きするなら北区が一番」、それから「子育てするなら北区が一番」ということで、非常に行政の方が頑張っておられます。私もささやかながら、これまでいろんな形で関わらせていただきましたけど、今年は、ぜひ皆様の英知をお借りして、障害者支援も北区が一番、23区で、いや全国で一番というふうに目指したいと

	<p>思いますので、今年も、昨年以上に皆様の英知、ご経験など、あるいは行政と我々やほかの部会との連携も深め、自立支援協議会として新たなスタートにできればと思います。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。続きまして、委員の皆様の紹介に進みます。自己紹介をお願いできればと思います。</p>
委員	<p>北区訪問看護ステーション連絡協議会で、あすか山訪問看護ステーションの管理者をしております平原と申します。よろしく願いいたします。</p>
委員	<p>皆様、大変いつもお世話になっております。北療育医療センター指導科長をしております田邊と申します。よろしく願いいたします。</p>
委員	<p>いつも大変お世話になっております。社会福祉法人つみきの小池と申します。区内に9事業所、放課後等デイサービスと児童発達支援事業を行っておりまして、医療的ケア児の受入れについては、つみき第2という施設で児童発達支援を、つみき第5、第6、第8という3事業所で学童の医療的ケア児の方の支援をさせていただいています。よろしく願いいたします。</p>
委員	<p>こんにちは、都立北特別支援学校の進路コーディネーターの東と申します。本校は肢体不自由の方と、地域の普通科に籍があり、治療のために入院している病弱の方の学習を保障する特別支援学校となります。どうぞよろしく願いいたします。</p>
ワガザバー	<p>オブザーバーで参加させていただいてございます、子ども家庭支援センターの所長の酒井と申します。よろしく願いいたします。</p>
ワガザバー	<p>オブザーバーで参加させていただいてございます、子どもわくわく課長の木暮と申します。区内に20か所ございます児童福祉施設・児童館、そして子どもセンターと34の小学校で行ってございます区立の学童クラブの運営を担当してございます。よろしく願いいたします。</p>
委員	<p>保育課長の中田でございます。どうぞよろしく願いします。後ほど、医療的ケア児の保育園における受入れについてご説明させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。</p>
委員	<p>教育委員会教育総合相談センター所長の佐藤でございます。区立小・中学校並びに区立幼稚園の特別支援教育を担当しております。後ほど、同じように報告させていただきます。</p>

委員	<p>障害者福祉センターの所長をしております宮崎と申します。障害者福祉センターでは、直営の生活介護施設でございまして、医療的ケアを必要とする方が4名ほどいらっしゃいます。また、区立の指定管理者施設として、生活介護3施設、それから就労継続支援3施設を所管しております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>地域医療連携推進担当課長の藤野と申します。在宅療養の推進、特に他職種の方との連携、推進、高齢の方をはじめといたしまして、障害児・者の在宅療養を支える仕組みづくりを担当しております。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>健康部の地域保健担当副参事の稲垣でございます。ふだんは保健予防課長として新型コロナの担当をしておりますが、本日は地域保健担当の参加でございます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、これより議事の進行は川村会長にお願いしたいと存じます。川村会長、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
2 議事	
(1) 東京都医療的ケア児(者)実態調査について	
会長	<p>それでは、最初の議事、東京都医療的ケア児(者)実態調査についてです。本日は、東京都医療的ケア児支援センターの方が欠席のため、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料2をご用意いただけますでしょうか。</p> <p>こちらにつきましては、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、いわゆる医療的ケア児支援法が今年の9月に施行されました。それを受け、東京都では、都内の医療的ケア児(者)に関する実態の把握、それから今後の施策の参考とするために、昨年度実態調査を実施し、その調査結果がホームページに掲載されております。</p> <p>この資料につきまして、本部会におきましても、改めて情報共有をさせていただきたいことから、東京都の調査結果でございますが、北区としても議題として取り上げさせていただきました。資料に添ってポイントを説明させていただければと思います。</p> <p>まず、1ページ目、調査の概要でございます。左が都民調査、右が事業所調査となっております。都民調査の対象といたしましては、都内在住の0歳から39歳までの医療的ケア児(者)の家族となっております。</p>

まして、訪問看護ステーション、療育機関、特別支援学校、当事者団体などを通じて、ご家族へ調査回答を依頼し、WEB 回答画面への入力という形で実施をしております。

主な調査項目といたしましては、医療的ケア児（者）の属性、家族の状況、日中の居場所、相談先、主な介護者の困り事となっております。

一方、右側が、事業所調査の対象といたしましては、都内の障害福祉サービス事業所でございます。主な調査項目、事業所の属性、利用者の運動機能の状態、医療的ケア実施に係る職員の関与度、医療的ケアの実施状況、送迎サービスなどとなっております。

続きまして、2ページ目、事業所調査における調査対象の障害福祉サービス事業所の種別が記載されているものでございます。

その次の3ページ目でございますが、都民調査の調査項目一覧といたしまして、左側から（1）回答者の属性、（2）家族の状況、（3）日中の居場所、（4）相談先、（5）主な介護者の困り事ということで、調査項目が掲げられてございます。

続きまして、4ページ目をお願いいたします。事業所調査の調査項目一覧ということで、左から（1）事業者の属性、（2）医療的ケアが必要な利用者の運動機能の状態、（3）医療的ケア実施に係る職員の関与度、（4）医療的ケアの実施状況、（5）送迎サービスなどとなっております。

では、5ページ目をお願いいたします。3、調査結果（都民調査）となっているところですが、都民調査を日常的に行っている医療的ケアということで、左の棒グラフからでございますけれども、一番多いのが経管栄養で68.9%、吸引が61.8%、ネプライザーの管理が43.4%となっております。

では、6ページ目をお願いいたします。都民調査の居住地と生年月日でございます。右側のグラフですが、年齢で一番多いのがグレーの部分6歳から11歳で26%となっております。2歳以下水色の部分ですね、18.2%が続いているという状況でございます。

続きまして、7ページ目をお願いいたします。都民調査の身体障害者手帳の有無・種類でございますけれども、左下の棒グラフですが、一番左側、肢体不自由の体幹が6割弱、59.7%と最も高く、肢体不自由

の上肢、下肢と続いている状況でございます。同じページの手帳の年齢別取得状況でございますが、未就学につきましては、手帳の取得状況が71.3%、学齢期になりますと92.9%、成人になりますと95.1%ということで数字が増えていくという状況でございます。

続きまして、8ページ目をお願いいたします。育児・介護に係る祖父母等の親族の協力状況でございますけれども、棒グラフの左側、協力は困難というものが60.2%と最も高い状況でして、その後、随時（お願いしたとき等）に祖父母の協力が得られるというのが19.3%と続いております。

続きまして、9ページ目をお願いいたします。医療的ケア児（者）が利用しているサービスでございますが、一番左のほうから、訪問看護が75.3%と最も高い状況でございます。その後、訪問リハビリ、訪問診療、短期入所（ショートステイ）と続いている状況でございます。

続きまして、10ページ目をお願いいたします。利用の有無にかかわらず、必要であるが不足しているサービスでございますけれども、一番左の短期入所（ショートステイ）が38.9%と最も高くなっている状況でございます。

では、続きまして、11ページ目をお願いいたします。医療的ケア児（者）の生活や医療的ケア等に関して得たい情報でございますけれども、こちらの棒グラフの一番左側、利用できる福祉サービスの情報が最も高く64.5%、その次に、利用できる経済的な助成制度の情報が45.2%、その後、対応している緊急時の預かり先などが続いている状況でございます。

では、続きまして、12ページ目をお願いいたします。12ページ目以降につきましては、事業所調査の結果でございます。まず、医療的ケアが必要な方の受入状況でございますけれども、受け入れていない（対応困難）黄色の部分ですけど、こちらが一番多くて72.6%、受け入れているという緑色の部分が22%、現在は受け入れていないが対応は可能であるという回答が5.5%という状況となっております。

では、続きまして、13ページ目をお願いいたします。事業所で対応可能な医療的ケアの種類でございますが、左から5番目の赤枠がしてあるところです。吸引（口鼻腔・気管内）というのが66.1%、その二つ隣の

経管栄養が 65.1%という状況でございます。なお、この赤印、赤四角囲みのところの米印の説明書きでございますけれども、吸引と経管栄養については、喀たん吸引等研修を修了した介護職員等が実施できる行為を含むとなっております。

続きまして、次の 14 ページ目をお願いいたします。事業所におきまして、医療的ケアを実施している職員でございますけれども、看護師が一番多くて 47.4%、その後、喀たん吸引等研修受講者、介護福祉士などが続いている状況でございます。なお、米印の赤字のところでございますけれども、その他に含まれるものとしたしまして、利用者または家族が行う場合ですとか、見守りや医療行為に当たらない補助のみで対応しているとか、また、生活支援員などがその他に含まれております。

続きまして、15 ページ目をお願いいたします。医療的ケアを提供する上での課題でございますけれども、まず左棒グラフの一番左で多いのが、医療的ケアが実施できる職員の確保が難しいが半数を超える 50.7%、その後、利用者の体調管理や緊急時対応ができるか不安である。それから、利用者側のニーズに対して対応できないケアや支援内容があるといった回答が続いている状況でございます。

続きまして、16 ページ目をお願いいたします。医療的ケア児（者）の受入れ予定はないと回答した事業所が受入れを行わない理由として掲げている項目といたしまして、一番左側、医療的ケアができる看護師や介助職員等がないというのが一番多くて 79.5%、その後、受け入れるための設備・機器等を設置・所有していないという回答が続いている状況でございます。

続きまして、次の 17 ページ目をお願いいたします。ここからは送迎サービスの実施状況でございます。青枠のところ、そもそも医療的ケアが必要な方は、事業所として受け入れていないという回答が 53.1%、受け入れているが送迎は実施していないが 19.5%、送迎サービスは実施しているが、送迎車内での医療的ケアは実施していないというものが 11.4%となっております。

続きまして、18 ページ目をお願いいたします。送迎サービスを実施していない理由といたしまして、送迎時に同乗する看護師等の医療的ケアを実施する職員を確保するのが難しいと、そういうものが真ん中の部分

	<p>57.2%、それから、次に多いのが送迎用の車両の用意が難しいが 33.8% という状況でございます。</p> <p>続きまして、19 ページ目をお願いいたします。医療的ケア児（者）を受け入れる事業所が増えるために必要な区市町村の取組といたしまして、回答が一番多かったのが、一番左側、医療的ケアが必要な方の支援に関する研修の実施が 61.5%、医療的ケアが必要な方に関する相談ができる窓口が 56.4%、それから、医療的ケア児コーディネーターを中心とした関係機関の連携の推進が 46.1%、その後、事業所間での情報交換ができる場の設置という回答が続いてございます。</p> <p>では、最後の 20 ページ目でございます。調査のまとめの部分でございますけれども、上段の都民調査でございますが、日常的に行っている医療的ケアは経管栄養が最も多く、次いで吸引が多いとなっております。その次は、育児・介護につき、祖父母等の親族の協力が困難である家庭は 6 割超でございます。それから、必要であるが不足するサービスにつきましては、短期入所（ショートステイ）が約 4 割と最も高いというまとめとなっております。</p> <p>下段の事業所調査につきましては、医療的ケアが必要な方を受け入れている事業所、受入対応ができる事業所は 3 割未満にとどまっていることとすとか、受入れを行わない理由・課題といたしましては、医療的ケアが実施できる職員の確保が困難であるというのが約 8 割という状況です。それから、送迎サービスについても、看護師、車両の確保が難しく、医療的ケアが必要な方の送迎サービスを実施している事業所は少なく、受入事業所が増えるために区市町村や都における必要な取組としては、支援に関する研修の実施、相談できる窓口、関係機関の連携の推進のニーズが高いというまとめとなっております。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいまのご報告の中で、職員の確保が非常に困難であるということが指摘されました。また、車両の確保も難しいということですが、訪問看護及び療育の観点からお気づきの点、ご意見がありましたらお伺いしたいのですが、いかがですか。</p>
<p>委員</p>	<p>北区においては、実は 10 年前ぐらいは、小児の医療的ケア児の訪問をしてくださるステーションが 3 か所ぐらいしかなくて、私どものステーションと一緒に入りながら慣れていただき、また、ステーション協議</p>



	<p>会の中でも勉強会を開催しながらやってきました。少ないのですが、8か所ぐらいになりまして、全国的にはまだまだ少ない中、北区は全国平均よりも増えていると感じています。ただ、小さなステーションが多く看護師が少ないこと、さきほどの東京都の調査で医療的ケア児を行っているステーションの平均の看護師が5人ぐらいという事業所があがっていましたが、5人、6人ぐらいの小さなステーションで一生懸命医療的ケア児をケアさせていただいているというのが実態と思っています。</p>
<p>委員</p>	<p>医療的ケア児支援法ができてから、こういった実態調査をやることにおいて、利用者の方々のニーズが非常に明るく見えてきているというのが印象ですが、実際に医療的なケアが必要な方を受け入れることができないという事業者が70%以上ある実態から、区市町村がどうしていくかという話になっていくかと思います。</p> <p>北区に関しましても、一昨年度、飛鳥晴山苑が東京都重症心身障害児（者）通所事業の指定を受けていますが、指定事業所が現在94か所、児童、成人も含めてですけど、年々増えています。指定を受けた区というと、以前ここで話ししたときは、おそらく8区ぐらいはまだ指定を受けていなかったのですが、今は4区ぐらいしかなく、指定を受けてなくても重心とか、北区もそうですけれども、医療的ケアが必要な方が事業所の中にもおりますので、北区でも延べで20名以上の方を、区のほうで受け入れているかと思います。</p> <p>やはり人材や車両の確保が必要であると思うのですが、北区においてもそうですし、特別支援学校の先生もいらっしゃいますけれども、医療的ケアが必要な方の今、就学、未就学を含めて、これだけの数があと10年経つと、皆さん成人に上がってきますので、少なくともその器が今も足りていないですし、今後も受け入れる器がまだまだ足りていないという印象を現場として感じています。</p> <p>北療としても、受け入れているのは北区だけではありません。生活介護事業ですけれども、北、豊島、板橋を含めて、機会があるごとに各区の行政ともお話をさせていただいたり、都の重心の指定についてのお話とかも、東京都から直接お話をさせていただいたりしています。</p> <p>包括的な支援であるとか、いろいろな予算配分のことでもそうですけれ</p>

	<p>ども、北療としてもノウハウの提供などバックアップはしております。なかなか区の計画に乗っていかないと、器はやっぱりなかなかできてこないの、もうすぐ目の前に、来年も再来年もそうですけれども、卒業生の行き先がないということは、もう小学部の1年生の親御さんからもよく聞く話ではございますので、この実態調査を基に、ニーズに対して何が必要か、どこで誰が何をしなければいけないかというところも含めて、行政としての取組はやはり必要になってくるのが喫緊の課題と感じています。なかなか10年スパンぐらいの単位でないと、土地の確保とか、事業所の誘致とか、そういったことがなかなか実現していかないと、思います。これは北区だけのことではないですし、そういったところを本当に見据えていかないと、今どうしても児にスポットが当たっていると思うのですけれども、その方々が成人になってからの行き先をしっかりと行政としても確保していかないと、というところは思います。</p> <p>北療としても生活介護がございまして、いろいろな区が見学によく来ています。そういったところでは、なかなか人材の確保とか、環境の部分で全て北療のような形でというのは難しいこととは思いますが、送迎車内での医ケアの実施であるとか、ノウハウの提供とか、何かお力になれることは幾つかあるかと思っておりますので、ぜひ北療のことも使っていただければと思います。何かあれば、いつでもご連絡いただければと思います。</p> <p>そういったところで、北療としての役割と、実態調査から見たニーズに対しての課題の向き合い方と、区市町村がどういうふうに取り組んでいくか、具体的にどうしていかなければいけないかというところを、課題として思ったところでございます。</p>
<p>会長</p>	<p>この調査は、都民と事業所単位ということで調査をされておりますので、事業所の調査を踏まえて事業所、特別支援学校についてコメントをいただけますか。</p>
<p>委員</p>	<p>事業所調査で、医療的ケアが必要な方の受入状況というのが、現在は受け入れていないけれども対応は可能ですよ、というところを含めると3割に満たないというところと、送迎は実施しているけれども、車内での医療的ケアは実施していないとか、結局、送迎車内で医療的ケアが実施できているのが1割ちょっとという現状を見ると、ハード面、ソフト</p>

	<p>面の両面で足りていないということが浮き彫りになっているのではないかなと思いました。現場でケアに当たっている職員を見て、運営する立場として、すごく分かるところがありまして、職員の確保の部分は本当にすごく苦労しています。つみきで、医療的ケアのあるお子さんを受け入れている4事業所の看護職員をまとめる看護職員長みたいなポストの職員ともよく話していますが、放課後デイの話で限ってお話させてもらうと、看護師さんが働きたいですと入ってきたときに、実際に働いてみると、ケアに要する時間は病院と比較すると少ない中で、やりがいという部分でなかなか感じてもらいづらかったりとかということがあったり、この事業所調査の中にもありましたけれども、医療的なケアの手業の部分で正しく行えているかどうか不安であるみたいなことがあったり。学童の児童の医療的なケアに携わった機会がそこまでない方とかが結構多くいらっしゃるの、そこでのマッチングみたいなところも難しいというところで、この研修があるとすごく助かるな、みたいな調査結果につながっているところもあるのではと思うのですが、支援に関する研修の実施というところも、事業所のレベルもそうですけれども、いろんな機関と連携しながら研修の機会を設けるとか、放課後等デイサービスと児童発達支援に限っていうと、受入先が増えていかないと、というところはすごくありましたね。</p>
<p>委員</p>	<p>都内の特別支援学校で、人工呼吸器のお子様たちが在宅訪問という形でいたのが、昨年度から通学という形も始まっております。進路についても、今までは人工呼吸器といったら重心医療型の都立北療育医療センターに相談という形だったのですが、保護者の方たちも、学校に通うために夜も生活リズムや体調を整えて家から送り出しているの、なるべくそういった形がキープできるような卒業後の選択できる施設が増えるところが、緊急な課題としてあります。</p> <p>また、送迎の面でも、医療的ケアの通学バスということで、非常勤看護師という形で募集しますが、なかなかニーズが合わなかったり、また、訪看にも活用されている、登録されている方にご相談したりするのですが、なかなか条件が合わないというところなんです。ただ、本校の場合は、条件が合う方がいらっしゃるの、なるべく保護者が付添いがない形で運用はできていますけれども、今後のところでは、まだまだ人材確保と</p>

	<p>いう点では課題があるかなと思っております。</p>
委員	<p>資料2の7ページ、医療的ケア児の方に調査をした結果で、手帳を取得していない方について記載されています。2歳まで割と障害固定がされないので、手帳を申請していない方が一定割合いらっしゃることは承知しているのですが、学童期、学校に入ってから、あるいは、成人になっても手帳を取得せず、医療的ケアを受けながら、生活をされている方が一定数おられることについて、北区は実態を把握されているのでしょうか。</p>
事務局	<p>確かに医療的ケアを受けられていて、手帳を取得されていないという方は当然いらっしゃるだろうというのは想定されるのですが、その方々がどのように生活をしていらっしゃるかと、どういう理由で手帳を取得されないのかというようなところまで、把握はできていません。</p>
委員	<p>先ほどの質問に関連しまして、いわゆる歩ける医療的ケア児者の方、身体手帳を持ってなくて、いわゆるこういう医療的ケアなり、酸素なり、呼吸器なりがあっても、普通に歩ける方が、非常に、今課題になっています。北区として、身体手帳はないけれども、歩ける医療的ケア児者の把握をある程度されている上で、今後どうしていこうかなみたいなのところも含めた実態は、把握されているのでしょうか。</p>
事務局	<p>身体手帳を持っていない、障害福祉サービスにつながっていない医療的ケアが必要な方については、いらっしゃるだろうと認識していますが、そこまでは実態把握はしていません。ただし、在宅人工呼吸器使用者個別支援計画のところにつながっていれば、個別に状況を把握しているというところはあるかと思っています。</p>
委員	<p>このケースがすごく狭間に今なっています。どこも結局、医療的ケアは受けてくれるけど、動けるので無理ですとか、保育園とか、学校、短期入所とかもそうですが、非常に今クローズアップされています。そのような方々について、相談先がないなど、様々な実態が出ているところですので、ぜひ支援をお願いしたいと思います。</p>
会長	<p>ただいまの質疑のやり取りについては、議事の3から4でも継続して議論が可能だと思いますので、次の議事に進めさせていただきたいと思えます。</p>
<p>(2) 東京都医療的ケア児支援センターの紹介</p>	

会長	2番目の、東京都医療的ケア児医療センターの紹介について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>本日は東京都医療的ケア児支援センターの方にご説明いただく予定でしたが、急遽欠席となりました。本日お配りしました「東京都医療的ケア児支援センター区部説明資料」は、先ほど東京都医療的ケア児支援センターから届いた資料でございます。大変恐縮ですが、読み上げる形になりますが、資料に沿って、説明をさせていただければと思います。</p> <p>東京都医療的ケア児支援センターの設置の根拠でございますけれども、昨年の9月に施行されました「医療的ケア児支援法」の第3章に「医療的ケア児支援センター等」という項目がございます、その条文を読ませていただきますと、都道府県知事が次に掲げる事項を社会福祉法人その他の法人、また自らということで行うことができるとあります。</p> <p>まず、第1号といたしまして、医療的ケア児、家族、その他の関係者に対し、専門的に相談に応じ、情報の提供、助言、その他の支援を行う。</p> <p>第2号、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関、民間団体、これに従事する者に対して、医療的ケアについての情報提供、研修を行う。</p> <p>それから、第3号において、医療的ケア児、家族に対する支援に関して、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関、民間団体との連絡調整を行うことと、その三つの項目が定められておまして、東京都では、この東京都の医療的児ケア児支援センターが昨年9月に設置をされたというものでございます。</p> <p>では、2ページ目をお願いいたします。これは令和4年度東京都福祉保健局の資料でございますが、東京都の医療的ケア児支援センター事業（令和4年度）でございます。東京都では三層構造を考えているということございまして、まず、上段のところ、東京都の医療的ケア児支援センターというのは、まさに今議題としているセンターのことでございます。</p> <p>それから、中段に自治体に配置された医療的ケア児コーディネーターというのがありまして、一番下のところに地域の医療的ケア児コーディネーターとなっております。東京都の医療的ケア児支援センターの役目としては、太字部分で広く一般的な情報提供ですとか、広域自治体の</p>

強みを生かした情報集約機能ということで、活動の例にお示しの業務を行っているというところでございます。

中段の自治体に配置される医療的ケア児コーディネーターは、区市町村に配置されるものということで、個別支援に関するものです。特にここで説明書きにはないですが、各市区町村において、自治体に配置される医療的ケア児コーディネーターについては、まず第一番の目標として、令和5年度末までに配置をしてくださいという計画上の文言となっておりますけれども、北区ではまだ配置できていない状況でございます。北区では令和6年度から配置できるように、検討を進めさせていただいているところでございます。

三層目の地域の医療的ケア児コーディネーターに関しましては、東京都の所定の研修を受けた方がこの医療的ケア児コーディネーターの仕事を担当することとなっております。北区でもあすか山訪問看護ステーションさんを含め、数か所の事業所に修了者がいらっしゃるというところでございます。

では、3ページ目をお願いいたします。東京都医療的ケア児支援センターが開設された昨年9月から年末までの、23区区部の相談受付の状況でございます。説明書きにございませんが、23区につきましては、東京都医療的ケア児支援センターは、都立の大塚病院に配置され、運営されているところでございます。市部に関しましては、都立小児総合医療センターの中に配置させておりますが、お示しの資料では、区部を所管する大塚病院の相談受付状況をお示ししております。

相談受付件数が延べ81件あったということで、最も多いのが自治体職員から34件、その他ご家族の方から21件、相談支援専門員から11件、医療機関の職員、障害福祉事業所の職員などが続いている状況でございます。

自治体職員からの相談例といたしましては、区内の連携体制はどうしたらいいのだろうか、他区のサービス体制について知りたいですとか、ピアサポートの場を知りたい、医療的ケア児支援協議会のほうに東京都の方も出席していただきたいというようなご要望があったという状況となっております。

では、最後のページをお願いいたします。東京都医療的ケア児支援セ

	<p>ンターの現在の業務の対応といたしまして、相談支援のための個々の対応ということですが、保護者の方からもいろいろご相談があるということで、それについての情報収集や、分析を行ったり、関係機関等からの情報収集、情報提供、連携・連絡調整を行ったりされているということでございます。</p> <p>それから、地域の関係機関との連携の状況ということで、地域資源の情報収集・情報交換・実態把握ということで、各区の保育課ですとか、基幹相談支援センター、それから医療的ケア児コーディネーターが所属する相談支援事業所、それから医療的ケア児を受入れできるレスパイト先等に聞き取り調査なども行っているとのこと。広報については、本日の会議のように、各区の医療的ケア児の協議会等に出席をいただいているということでした。</p> <p>それから、研修・勉強会等についてですが、直接東京都医療的ケア児医療センターのコーディネーターの方は出席できないですが、何か支援に係る研修などを企画されているようでしたら、講師の紹介や、資料や動画の提供など、ご協力頂けるとのことです。</p> <p>資料の説明としては以上ですけれども、先ほど東京都医療的ケア児医療センターの方とお電話でお話させていただいたのですが、ご家族からだけではなくて、自治体や支援者、事業所の方からも気軽に相談をして欲しいとお話しされていました。ぜひご活用いただければと思っております。</p>
会長	今の情報は、都のホームページで確認できますか。
事務局	個別の相談例に関しては、ホームページには載っておりません。医療的ケアに関して、悩んでいることとか、何かご検討されていることがあったら、ぜひお電話くださいというのはすごく強調されていたので、庁内のこの所管課におかれましても、もし何かありましたら気軽に電話してくださいということをよく言われていました。
会長	それでは、次の議事に進めさせていただきます。
(3) 北区医療的ケア児・者実態把握調査について	
会長	北区の医療的ケア児・者実態把握調査について、事務局、説明をお願いします。
事務局	議事の(3)北区医療的ケア児・者実態把握調査についてです。資料

4-1をご用意お願いいたします。

先ほど、東京都のほうでの実態把握調査の話がございましたけれども、北区におきましても、今回のタイミングで調査を行わせていただければと思います。平成29年の6月に医療的ケア児の調査をさせていただいたところですが、前回調査から時間が大分経過しておりますので、北区内の訪問看護ステーション連絡協議会のご協力をいただきまして、今ご依頼をさせていただいているところです。本日は、その調査票ということで資料4-1をご用意させていただきました。

先ほどの東京都の実態調査の項目の中でも医療的ケアの必要な方に関しては、多くが訪問看護ステーションに登録されているというご回答もございましたので、訪問看護ステーションにお願いをして、把握されている医療的ケア児の人数などを回答していただくという趣旨で行わせていただきます。

調査票の1番でございますけれども、令和5年1月1日を基準日といたしまして、18歳以上の方、18歳未満の方で内数として未就学児のお子さんの人数をご記入いただくということを想定してございます。

2番ですが、医療的ケアの内容ということで、人工呼吸器、気管切開などご記入をいただきまして、最後の3番目のところは、事業所の皆様が日頃の訪問看護を通じて把握されている医療的ケア児・者への支援ニーズについてご記入いただくことを想定してございます。

裏面へお進みいただきます。資料の4-2でございますけれども、こちらが平成29年6月に実施したときの調査結果でございます。このときは、区内の訪問看護ステーション23事業所のうち、子どもの訪問看護を提供しているのは8か所で、その中で、実際に18歳未満の医療的ケア児が利用されている7事業所からご回答をいただいております。このときは、いわゆる未就学児の方が、北区在住の方が26人、それから就学児、高校生年齢までの方が24人で、総数50人となっております。

その平成29年当時の調査のときは、18歳未満に限った調査でしたが、今回、訪問看護ステーションさんにご依頼させていただいたものに関しては、18歳以上も加えさせていただいております。

2番の医療的ケアの内容でございますけれども、一番多いのが23人



	<p>の経管栄養でございまして、その後、人工呼吸器の 14 人、酸素の 14 人、気管切開の 13 人、痰の吸引の 8 人という順番となっております。</p> <p>最後に、3 番の医療的ケア児を取り巻く課題ということで、当時ご回答いただいた内容ですけれども、「療養通所や通所施設が限られており、保護者がレスパイトできる時間が少ない」「放課後等デイサービスの利用者など、遅い時間に訪問できる事業所なども少ない」「受診する病院が目的ごとによって変わるため、多数の病院にかかっているという状況です」とか、「包括的に見てくれる医師が少ない」「学校での医療的ケアの受け入れの不十分さを感じる」ですとか、「子どものケアに時間を要し、母の負担が大きくストレスがかかる」というようなご回答をいただいたところでございます。</p> <p>資料 4 - 1 の調査票につきましては、今、北区訪問看護ステーション連絡協議会を通じて、各訪問看護ステーションに、これから調査回答をいただく段取りで、説明させていただいている状況でございます。</p>
会長	<p>今の説明の中で、この調査票については、訪問看護ステーション連絡協議会のご協力いただいているということですので、コメントをいただけますか。</p>
委員	<p>北区のお子さんの中には、他区のステーションも入っているので、北区だけの事業所の実態が、医療的ケア児の実態とちょっとイコールではないと思っています。また、お母さんと病院との関わりだけで、なかなか地域のサービスが入っていない自治体もやはりありますし、医療的ケア児の実態と言っているのかどうか、せつかく行政として調査されるので、このアンケートが大変もったいない気がしております。</p> <p>2015 年に、北区の障害の窓口の方々に協力を得まして、実態把握をした際は、116 名の障害、重症心身障害児、医療的ケア児の方も含めての実数を出したことがありました。そのときは、行政の方に大勢協力を得て、0 歳から 2 歳のまだ手帳を取っていない方の実数も出したので、おそらく同じことができるのではないかなと思っていますところ。予想値でいいのか、実数を出すのか、とても重要な判断なのかなと思っています。</p>
会長	<p>ただいまのご意見を事務局はどのように受け止められましたか。</p>
事務局	<p>この平成 29 年当時の調査結果を踏まえて、令和元年度の当部会の第</p>

	<p>1回のおきに、少なくとも北区には、医療的ケア児の方が50人いるというご報告をさせていただきました。平原委員がおっしゃるとおり、区外の訪問看護ステーションに登録をされている方のニーズについては、拾えていないというような状況は本当にその通りだと思います。</p> <p>よりよい方法があれば、その方法に基づいてぜひ正確にやってみたいという思いはありますが、いろいろな自治体に聞いてみると、どの自治体もすごくやり方に関しては様々で、すごく迷っていらっしゃる部分もあって、今のところちょっとこれという方法がないような状況でございます。</p> <p>今回は、平成29年当時と経年比較をできるという観点で同じやり方で取らせていただいて、今後また精度を上げるようなやり方についても、引き続き検討していきたいという思いです。</p>
委員	<p>事務局からもありましたとおり、この調査はなかなか難しいと認識しております。私も一事業所として、北特別支援学校、王子特別支援学校の数値を見ながら人数がどのくらいいるかとか、どのような状況かということは把握しておりますが、先ほど田邊委員からもあったように、例えば、在宅の医療的ケアの方とかも含めて、どうすればいいのかということにつきましては、特別区の課長会でもすごく悩んでいるところでございます。事務局から話があったとおり、よりよい方法があれば、ぜひ教えていただければと思います。</p>
委員	<p>いろいろ検討をいただいているということで、引き続きお願いします。</p>
会長	<p>この調査は、情報が要支援者のご家庭に届いているかどうかということもありますし、それぞれのご家庭のご事情もあまして、実数をつかむというのは相当難しいと思いますが、支援の必要な人には支援が届くような、ニーズとサービスのマッチングが必要ですので、時間をかけながらも迅速な対応が必要ではないかというように思っております。</p>
(4) 学校・保育園での医療的ケア児受入状況等について	
会長	<p>それでは、議事の4番目の学校・保育園での医療的ケア児の受入状況などについて、事務局お願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議事の4番、学校・保育園での医療的ケア児受入状況等についてということで、資料5と資料6を用意させていただきました。そ</p>

	<p>れでは、学校及び保育園についてそれぞれご説明をお願いします。</p>
委員	<p>資料 5、学校、学童クラブ及び保育園における医療的ケアの実施状況について、ご報告させていただきます。</p> <p>1 番の要旨でございますが、昨年 4 月より、区立学校、学童クラブ及び保育園において医療的ケアを実施、開始しております。</p> <p>現況につきましては、先ほどからありました令和 3 年 9 月施行の法律を受けまして、区立学校、区立幼稚園、こども園、学童クラブ、区立保育園にて、保護者が希望する場合においては保護者の付添いがなくても、適切な医療的ケアを受けられることとされたことによります。</p> <p>内容でございますが、お示しのとおり、現在、小学校就学及び学童クラブを利用している児童 1 名、並びに区立保育園に入園している児童 1 名の計 2 名でございます。</p> <p>実施している医療的ケアの内容といたしましては、導尿のお子様が 1 名、インスリン注射のお子様が 1 名でございます。</p> <p>看護師の配置方法といたしましては、民間委託による看護師の巡回により実施をしております、令和 5 年度につきましても同様に実施をさせていただきたいと考えております。</p> <p>なお、就学に当たりまして、北区教育委員会では、義務教育時期におきましては、区立学校や特別支援学校など、障害のある児童・生徒がその障害の状態や程度に応じた適切な就学先を決定していくために、医療的ケアの有無等も含めまして、就学相談を実施しております。お子さんにとって、最も適切な学びの場や支援の方法を保護者と一緒に考えるとともに、学校や地域の状況等を踏まえまして、総合的な観点から就学先を判断してまいります。</p> <p>なお、就学先といたしましては、区立学校のほか、北区ですと、北特別支援学校、板橋区の志村学園等ございまして、こちらには約 30 名程度のお子様が就学しております、この中には、一定程度の医療的ケアが必要な方も含まれているものと捉えております。</p> <p>また、地域におきましては、医療的ケアが必要な子どもが在籍する学校におきましては、就学相談の中でお伺いいたしました保護者のニーズに合わせまして、事前に教育委員会、保護者、主治医、学校医、学校管理職、担任、養護教諭及び配置される看護師で校内体制について共通理</p>

	解を図った上で、適切な医療的ケアを実施してまいります。
委員	<p>資料6を用いまして、区立保育園における医療的ケア児の受入れについてご報告させていただきます。</p> <p>ただいま教育総合相談センター所長からもありました学校、学童クラブ、保育園、現在の取組ということで、資料5でご説明をさせていただきましたけれども、資料の6では、今後の医療的ケア児の受入れ、新たな取組を開始するということ、そういう視点でご説明をさせていただければと思います。</p> <p>資料の6の2、現況のところですが、今年度より、区立直営保育園に在籍している児童に医療的ケアが必要となった場合については、民間事業者の看護師を派遣し、2園の対応を行ってきたところであるが、十分な処置スペースの確保など課題があるということも現状で明らかになりました。これが先ほど報告がありました保育園1園の1名でありまして、もう一名は、医療的ケアが必要なくなったということでございますので、この2園で保育園ということでは取組を進めてまいりました。</p> <p>この中で、今申し上げたとおり、なかなか十分な処置スペースが取れないといった課題がある中で、来年、令和5年度4月の入所に向けては、医療的ケアの受入れを入園の時点から医療的なケアが必要なお子様を受け入れる園を新たに開設しようということで始める取組です。</p> <p>内容の3というところでございますけれども、実施予定園の園であります、清水坂つばみ保育園は、埼京線の高架下、埼京線からも見えますし、京浜東北線からも見えます。ちょうど赤羽で両線がつながるような、そのちょうど狭間にあるといたしますか、そんなところにある保育園でございます。そちらで来年度から2名の医療的ケア児の受入れに備えて、現在準備をしているところでございます。</p> <p>(2) 実際に保育園の中で実施する医療的ケアにつきましては、経管栄養、痰吸引を行う予定でございます。</p> <p>(3) 職員体制でございますが、実際に、区の正規の看護師が配置をされまして、医療的ケアに当たるということ、これを想定してございます。</p> <p>4番の今後の予定としては、令和5年4月から、清水坂つばみ保育園の名称を清水坂保育園に改めまして、5歳児園として、医療的ケア児の</p>

	<p>受入れができる保育園に変更していこうというものでございます。</p> <p>また、下の5のその他のところでございますけれども、今後、次年度以降については、こういった医療的ケア児の保育園に預けたいという保護者の皆様のニーズを、今後見させていただいて、また地域性なども含めて考えて、こういった形で増やしていくかなど、今後検討させていただければと思っております。</p>
会長	<p>新年度に向けて、ぜひ行政の皆さんの英知をお借りし、さらに支援について、本格的にキャッチしたいという抱負をお話いただきましたけど、何かこの点について、事業の現場として、何かコメント等はありませんか。行政に対しても、ご質問でもいいですし、ご提案でもいいです。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>学校でもよくあるのですが、痰が少し多いので、お母さんの呼出しがよくあります。お母さんも保育園に預けるといことは、仕事をされて、保育園に預けられるというところですよ。いつも訪問のときに相談を受けるのは、痰の様子とか、看護師でできるだろうとお母さんから見ると思われることも、念のために電話をして、呼出しを受け、就労が駄目になることがよくあります。区の看護師と、民間の看護師の準備をされていると思いますが、呼出しの基準のようなものはご検討されているのでしょうか。</p>
委員	<p>今、ご質問をいただきましたお預けになった後に、そのお子様の様態というか、状態によっては、お母様にご連絡をさせてもらって、現場に呼び出してしまうようなことを懸念されているということだと思います。</p> <p>実際にこれまで区で行ってきました医療的ケア児の受入れについては、既に入園された時点では、健常のお子様として入園されて、その後、何らかの事情でケアが必要になってしまった子、そういった子は、先ほど資料の5でご説明しましたとおり、民間の委託事業者、看護師を派遣してケアを行って、引き続きその園で通っていただけるように対応しているというところですよ。</p> <p>資料の6で説明しました、それは、正規の看護師、区の職員ですね、保育園に配置されている看護師が直接ケアをして、そのお子様を新たにこれから入園する医療的ケアが必要なお子さんの受入れに備えていく</p>

	<p>ということですが、両者ともお子様の容体によっては、直接ご連絡させてもらうということもないとは言えませんが、そういう意味では、親御さんの就労を支援する保育園という大前提で考えれば、連絡はできる限りないほうが良いという中で、前者の民間委託事業者を使ったものは、その専門性を活用しますし、また、これから清水坂保育園を始めようとしています直営の正規の職員がやるものは、これから実際の経験を積んで、手業を重ね、技術を磨いていくので、なかなか最初の段階から高いレベルでは難しいかもしれません。そういう意味では、経管栄養、痰吸引といった、医療的ケアの中では比較的導入しやすいサービスから、正規の看護師の手業を高めて、技術を高めていって、さらに新たな医療的ケアができるように図っていきますし、簡単に保護者の方にご連絡をさせてもらって、お母様方に保育園へ来てもらうということになるべくないように、最初は小さな一歩かもしれませんが、医療的ケアの内容をだんだん広げて、そしてレベルも高めて、保護者の方の就労の負担を軽減できるように、現場としては努めていきたいと思っています。</p>
委員	<p>私どものステーションが東京都から委託を受けて、保育ステーション事業をしております。看護師の方が自宅で医療的なケアをしてお過ごしになっているところに、看護師と一緒に同行いただいて、実際の手業とか、そういったところを研修いただくのを、東京都が無料でしております。ですから、北区のこういう事業を、ぜひ私たちも応援したいと思っていますので、ご活用いただけましたら、痰の吸引だけではなく、複雑な医療的ケアも一緒に研修というか、そういう東京都の事業の中でできますので、ぜひご相談いただけたらと思います。</p>
委員	<p>特別支援学校ではスクールバスがありますが、乗れる、乗れないとか、安全の確保、または万が一があるというところで、要はマンパワー、見る人材のところによって、呼び出しの基準に差が出てきてしまうのが実情です。そこで、保護者の負担が目に見えていないと、呼び出しの基準に不満というか、プロセスが分からないということが課題になります。そういったところも都立学校がどのようにやっているかというところも含めて、何かありましたら、資料等あるかと思っていますので、連携をさせていただければと思います。</p>
会長	<p>以上、今までの4つの議事で質疑応答、ご意見等を頂戴しましたけど、</p>

	<p>全体についても何かお気づきの点、あるいはコメント等がございましたら、お願いします。</p>
委員	<p>今話題になっているのですが、在宅就労が福祉就労においても認められてくるということで、福祉サービスのB型であったり、就労移行のところでオンラインによるサービスが今後可能になっていって、他区では展開されていたり、全国の離れたところからでも、サービスを利用されているという方がいます。また、実際に特例子会社の在宅就労という形も、コロナによるところで増えております。そういったところで、地域による訪看を使っている方から、家族がいないときに、安心して就労ができるかというところも今話題になっていますので、そういった観点からも議論、共有させていただければと思っております。</p>
委員	<p>就労支援B型を指定管理で受け持っている身としてお話をさせていただきますと、今のところ北区としては、そういうところはやっていないというのは事実でございますけれども、他の自治体で、メタバースとか、そういうことをやっていることは認識しております。それに関しては、事業所の連絡会の代表の方にもお話をした上で、今後必要だということは認識していますので、ぜひまたご意見を聞かせていただきたいと思えます。</p>
ワガザ-バ-	<p>区の児童発達支援センターは福祉型になっており、医療型とは区別されておりますが、令和6年度にその区分けがなくなるということになっております。まだ国から詳しいガイドラインのようなものが示されていないので、6年度の時点で、どのくらい準備をしておけばよいのかというところが、まだ不透明な段階ではあります。先月、北療育医療センターにお邪魔させていただきまして、今後どのようなことが必要になるかというようなところを情報交換させていただきました。</p> <p>区の保育園ですとか、医療的ケアのお子さんを受入れ始めておりますので、福祉型だから医療的部分は全く受けないというような段階はもう難しいということになります。看護師は一人しか配置がないので、来年度は児童発達支援センターの職員も少しずつ医療的ケアについての学習ですとか、理解も深めていきたいと思っております。</p>
委員	<p>先日お越しいただいているということで、私自身は実際に所管していませんのですが、話題として今のお話しが出てきまして、今後の日程も含</p>

	<p>めて、いろんな部分で多角的に検討が必要であろうということは、周知しています。</p> <p>当然、北療へ通園を希望されてくる方も、福祉型の通園を希望されてくる方との狭間が随分なくなってきたとか、そういったことも考えとしては出てくるかと思しますので、地域の発達支援センターとも情報共有、情報交換をしながら、区全体、都全体のことと考えていきたいなと思っています。</p>
委員	<p>本日は、医療的ケア児・者も通じての支援の在り方の議論でありましたけれども、先日、地域包括ケアのある学会に参加させていただいて、今後超高齢化社会というところで、医療と福祉の両方のニーズを併せ持つ方たちが増大するというところで、どうやって、その専門職がタッグを組んで支援していくかというところがすごく喫緊の課題だなというのを深く認識しました。この医療的ケア児・者の支援というのは、先ほどの実態把握をどうするかというところの調査のご意見などにもあったとおり、まだまだ実態が見えていないというところでいうと、腰を据えて、どうにかその実態を把握して、地域全体で支援を考えていく必要があると思ったところでございます。</p>
会長	<p>非常に大事な視点だと思います。地域包括ケアシステムですね、それによって国はどう地域共生社会をつくっていくのかと言われていました。どうしても高齢者に重点的で、障害者、ましてや医療的ケア児・者についての支援については、抜け落ちているのか、これからなのかという感じでありますので、重要なお指摘でありがとうございました。</p> <p>以上で予定の議事については終わりました。事務局から連絡事項をお願いします。</p>
(5) その他連絡事項	
事務局	<p>来年度の医療的ケア児・者支援部会につきましても、予定してございますので、日程が決まりましたら、ご連絡をさせていただきます。</p> <p>本日の議事録に関しましては、事務局のほうで素案を作成いたしまして、また皆様にご確認を後日させていただければと思いますので、よろしくお願いたします。</p>
3 閉会	
会長	<p>本日は、皆様お集まりいただきまして、本当にありがとうございました。</p>



<p>た。傍聴の方も最後までお聞きいただきありがとうございます。本当は傍聴の方もご意見があらうかと思いますが、こういう公開の席では、ご意見頂くことができませんので、この後、事務局、あるいは各委員、あるいは私、お役に立てばいろんな現場の抱えている問題をお伝えいただければと思います。今後ともよろしく願いいたします。</p>
--

それでは、本日の会議を終わりたいと思います。ありがとうございました。

以上